

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和 6 年度 豊島区防災会議
事務局(担当課)		総務部防災危機管理課 電話3981-1111 内線2575
開催日時		令和 6 年 9 月 9 日(月)10:00~11:30
開催場所		豊島区役所 1 階 としまセンタースクエア
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 3 人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	会 長	豊島区長
	委 員	《都知事部局》 建設局第四建設事務所長(欠席)、交通局巣鴨駅務管区長(代理)、 水道局中央支所長、下水道局北部下水道事務所長 《警視庁》 警視庁第五方面本部長(欠席)、警視庁巣鴨警察署長(代理) 警視庁池袋警察署長(代理)、警視庁目白警察署長(代理) 《東京消防庁》 第五消防方面本部長、豊島消防署長、池袋消防署長 《消防団》 豊島消防団長、池袋消防団長(代理) 《指定公共機関及び指定地方公共機関》 日本郵便株式会社豊島郵便局長、東日本旅客鉄道株式会社 池袋営業統括センター(池袋駅)池袋駅 副駅長、東日本電信電話株式会社 担当部長、東京ガス株式会社 東京東支店 支店長、東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長、東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長(代理)、西武鉄道株式会社池袋駅管区長、東京地下鉄株式会社池袋駅務管区長(代理)、首都高速道路株式会社東京西局副局長 《公共的団体》 公益社団法人豊島区医師会長(代理)、公益社団法人東京都豊島区歯科医師会長、公益社団法人豊島区薬剤師会長、豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長(代理) 《自衛隊》 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長 《区議会》 豊島区議会議員7名 《自主防災組織・学識経験者等》 豊島区町会連合会 会長、豊島区町会連合会 理事、豊島区立要小学校 PTA 会長、社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 共生社会課長、豊島防火女性

		の会 会長、池袋防火女性の会 会長、豊島区民生委員・児童委員協議会 会長、豊島区民生委員・児童委員協議会 長崎第二地区会長、豊島区青少年育成委員会連合会 会長、豊島区青少年育成委員会連合会 副会長、特定非営利活動法人みみずくの杜 理事長、特定非営利活動法人ひろば西池袋 理事長、豊島区高齢者クラブ連合会 会長、豊島区高齢者クラブ連合会 女性委員会委員長、豊島区聴覚障害者協会 会長、豊島家族会 会長、社会福祉法人フロンティア 特別養護老人ホーム山吹の里 施設長、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム風かおる里 施設長、豊島建設防災連絡協議会、東京都マンション管理士会 理事(欠席)、東京都立大学名誉教授(欠席) 《区・区教育委員会》 豊島区副区長、豊島区教育長、豊島区危機管理監、豊島区男女平等推進センター所長、広報課長
次	第	1. 開会 2. 議事 (1) 豊島区地域防災計画 令和 6 年修正について (2) 豊島区備蓄計画の策定について (3) 災害時要援護者への対応について (4) 令和 6 年度豊島区防災危機管理課の取組について ①山形県遊佐町への災害復旧支援 ②女性の視点からみた防災PT ③防災に関わる訓練・イベント ④令和6年度の新規防災協定
配 布 資 料		○ 資料1 「令和 6 年度豊島区防災会議委員名簿」 ○ 資料2 「豊島区地域防災計画令和 6 年修正(案)の概要」 ○ 資料3 「豊島区地域防災計画令和 6 年修正」 ○ 資料4 「(概要資料)豊島区備蓄物資計画」 ○ 資料5 「豊島区備蓄物資計画」 ○ 資料6 「災害時要援護者への対応について」 ○ 資料7 「令和 6 年度防災危機管理課の取組について」

審 議 経 過

1. 開会

司会(危機管理監):

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、令和6年度豊島区防災会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、危機管理監の岡谷でございます。

議題が多いことから、なるべく簡潔に進行させていただきますので、議事進行にご理解ご協力を賜りますよう皆様よろしく願いいたします。では、以後、着座にて進行をさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、資料の確認と新委員の紹介について、事務局 豊島区防災危機管理課長 小嶋より、お話しさせていただきます。

事務局(防災危機管理課長):

豊島区防災危機管理課長の小嶋でございます。4月から防災危機管理課長を拝命いたしました、よろしくお願い申し上げます。

本日の資料ですが、事前に郵送等で配布させていただきました。資料が膨大なことから2度に分けての送付となってしまう、大変申し訳ございませんでした。

本日、お持ちいただくことをお願いさせていただきましたが、もしお持ちになられなかった場合には近くの職員までお声がけください。お渡しさせていただきます。

「資料2 豊島区地域防災計画令和 6 年修正(案)の概要」につきましては、一部内容に修正を加えましたので、あらためて、机上に配付させていただきました。また、机上に「意見シート」を配付しております。ご意見がございましたらご記入いただき、計画のほうに反映させていただきたいと思っています。

配付資料については、次第に記載のとおり、資料1から資料7までとなっております。

新たに防災会議の委員となられた方につきましては、資料1 防災会議委員名簿にて黄色の網掛けをさせていただいております。今回ご紹介出来ず申し訳ございませんが、名簿をご覧いただければと思います。

また、「新たに防災会議の委員になられた方」と「防災会議の委員に再任された方」につきましては、委嘱状を、大変不躰ではございますが、机上に交付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日傍聴希望者が3名いらっしゃいます。区長、入室してもよろしいでしょうか。

防災会議会長(区長):

許可します。

～傍聴者入室～

司会(危機管理監):

それでは、開会にあたり、豊島区防災会議 会長の高際区長よりご挨拶を申し上げます。

防災会議会長(区長):

本日はご多用の中、豊島区防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。豊島区長の高際みゆきです。ここにお集まりの皆様には、日ごろから安全・安心なまちづくりのために、一方ならぬご尽力をいただいている方々であり、この場を借りて、厚く御礼を申しあげます。

今年は正月から能登半島で大きな地震がありました。能登は、現在も、復興のさなかであります。昨日も報道を見ておられますと、まだまだだなどと思う県の発表もございました。その一つとして、半壊以上の建物の解体状況の進捗を発表していましたが、3396 棟全体見込みの 1 割程度とのことです。国と県が「能登創造的復興タスクフォース会議」を設置し、公費解体の加速化や仮設住宅建設強化を進めています。新たな目標では解体に関しましては 100%、6200 戸の仮設住宅を完成させ、能登の復興に向け邁進しています。こういう状況を見ますと、能登は地理的に非常に難しい状況にあるとは思いますが、災害対策の難しさ、私たちといたしましては、民間・地域の方との連携のもと行政としてすすめていけることの体制の強化が必要だなどということを改めて感じたところです。

また、この夏は、国内各地で線状降水帯によるゲリラ豪雨が発生しております。豊島区でも何度もゲリラ豪雨がありました。晴れたと思ったら数分で豪雨となり、逃げようがない状況でございました。そうした中 7 月 25 日には友好都市である山形県遊佐町に大雨特別警報が発令され、300 軒を超える家屋が浸水害を受けました。職員 139 名という小さな町でございます。本区では、直ちに支援の連絡をして 7 月 30 日から 8 月 13 日まで、延べ 28 人を遊佐町に派遣し、災害ごみ対応や罹災証明書対応などの支援をまいりました。その後、私、副区長、教育長を含め約 70 名の職員が活動報告会を聞くという場を設けましたが、改めて災害対策を自分事として考えていかなければならないと痛感いたし、私たち自身が勉強となった派遣でございました。

こうした中、本区においても、防災対策により一層力を入れたいと考えております。災害発生時、私は災害対策本部長、副区長、教育長が副本部長、すべての部長がそれぞれの所管の対策の部長ということになります。図上訓練につきましては、今までセリフを読みあうようなことがあったかもしれませんが、危機管理監とも相談しまして、よりリアルな、切迫感を全員が感じられるような訓練をしたいということで、今年度は 2 回行いました。私も危機感を持ちまして、国が行っております一対一のオンライン訓練を受けています。11 月にも受ける予定ですが、職員一人一人が自分事となるような訓練を重ねているところでございます。

また能登では、女性視点で配慮が避難所等で不十分であったという報道をうけ、合計 14 名による庁内外における女性による防災プロジェクトチームを立ち上げて、たくさんの意見をいただいております。今年度の備蓄や避難所の運営に大いに生かしていきたいと思っています。

また、昨年度に引き続き区民による事業提案制度を行っております、今もっとも進めていかなければならない災害対策とデジタル化、この二つに絞って今年度は行いました。災害対策、災害に強い地域作りについては 36 件のご提案をいただき、先月 1 か月区民投票をお願いしたところでございます。そのうちのいくつ事業に盛り込むか検討中でございます。そうした取り組みを本区としましても加速化しているところでございます。

本日の防災会議では、「豊島区地域防災計画」の改定案のご審議に加え、豊島区備蓄物資計画、災害時要援護者対策、本区防災危機管理課の動きについてご報告いたします。

委員の皆様方のお一人お一人それぞれの視点で、さまざまなご意見、ご指摘を頂戴できると幸いです。

いつ被災地になるかわからない、日本全体でそんな危険性が増している状況でございます。

ここにお集まりの皆さんを始め、各方面の皆さんのご理解を得ながら、防災対策を加速していきたいと考えております。今後とも、皆さまのお力、何よりも厳しいご指摘、ご助言を賜りますようお願いさせていただきますご挨拶とさせていただきます。

本日は長い時間になりますけれども、どうぞよろしくお願い致します。

司会(危機管理監):

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の防災会議の主な議題は4点ございまして、項目だけ先にお知らせしておいた方がわかりやすいかと思しますので、申し上げておきます。

1点目は、「豊島区地域防災計画 令和6年修正」について、ご説明させていただきます。前回は令和3年に修正がありましたが、東京都の新たな被害想定に基づきましての修正となります。

2点目は、「豊島区備蓄計画の策定」を令和5年度に策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

3点目は、「災害時要援護者への対応」について、これまでの取組や、今後の対応について、ご説明させていただきます。

最後に4点目は「令和6年度豊島区防災危機管理課の取組」について、4点、ご報告・ご紹介させていただきます。

本日はこの4点を柱に議事進行をしてみたいと思いますので、皆様からもお気づきの点などがありましたら、それぞれの視点でご意見をいただければと思います。

それでは、最初の議事は、「豊島区地域防災計画 令和6年修正について」です。小嶋防災危機管理課長から説明させていただきます。

2. 議事

(1) 「豊島区地域防災計画 令和6年修正について」

防災危機管理課長:

それでは、資料2「豊島区地域防災計画」について、机上に置かせていただきました資料に沿ってご説明させていただきます。大変厚い資料となっておりますので抜粋しまして説明させていただきます。

まず、スライドの1をご覧ください、計画の目的でございます。豊島区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づきまして、豊島区防災会議にて作成いたします。

2つめの点になります、様々な関係機関の連携によりまして、自助・共助・公助を実現しながら区全体の防災対応力を向上させることを目的としております。

続きまして、スライドの2をご覧ください、計画の位置づけでございます。豊島区地域防災計画は、災害対策基本法に定められている、法定の計画となっております。国の防災基本計画と東京都地域防災計画との調和をとりながら、区の計画を作るという形になっております。

続きまして、スライドの3をご覧ください。今回の計画の構成点での大きな変更点でございます。これまでの計画の構成は、予防対策、応急対策、復旧対策と対策ごとに行う時期に着目いたしまして、対策の内容をまとめて構成しておりました。1つの施策に対しましてそれぞれ時期ごとに定めていたことで、現状の把握や取り組みの方向性が煩雑でございました。また、上位計画である、東京都地域防災計画との構成と異なった構成となっており、そのような点から今回の計画につきましては、時期から項目ごとに見直しをしております。それによりまして、1つの施策に対して一貫した方向性で対策をとれ、東京都地域防災計画の構成と併せることで、都との整合性を図りやすくなっております。

続きまして、スライドの4をご覧ください。今のご説明のイメージ図になっております。左側が現行でございます。予防、応急対策、発災の直後、復旧対策、発災後しばらく経ってから、といったそれぞれの時期ごとに医療のことがそれぞれ、予防対策、応急対策、復旧対策のところに書いてあります。そのような計画を、今回の計画から医療救護のことでしたら一貫して書く、予防対策、応急対策、復旧対策に書くという形にしております。

続きまして、スライドの5をご覧ください。構成の変更点、新たな目次についてご説明させていただきます。第一部については総則、全体的なことが書いてあります。第二部については、震災を想定して施策ごとの具体的な計画について書いております。第1章から第12章まで様々な施策について、予防・応急・復旧計画の中味が書いてあります。第三部につきましては災害復興計画、第四部につきましては南海トラフ地震等防災対策、第五部につきましては風水害編となっております。

続きまして、スライドの6をご覧ください。内容の修正について書いております。今回、新たな計画を修正することになりました理由です。まず、令和3年5月に災害対策基本法が更新されました。これによりまして要援護者の避難対策が、努力義務付化されたりしております。また、令和4年5月、東京都の被害想定が10年ぶりに更新になっております。令和5年5月、東京都の被害想定が更新されたことによりまして、東京都地域防災計画が修正されております。このようなこと反映させまして、今回、豊島区地域防災計画を改定しております。

続きまして、スライドの7をご覧ください。豊島区の被害想定の変更点について書いております。前回平成24年4月と10年後の令和4年5月に比較になっております。公表時期の条件ですが、地震に被害の大きくなるのが冬の時期の夕方の風の強いときになっております。その条件で、人的被害の死者数を見ていただくと121人から59人に半減しています。また負傷者数につきましても2,778人から1,467人に減っております。続いては建物全壊を見ていただきますと、1,679棟から827棟、火災につきましては1,355棟から877棟と半分くらいになっています。ライフラインにつきましてもかなり減少しているということになっています。この10年間の区や都の取り組みや耐震化により被害が少なくなっているということとなります。また、令和4年5月の部分に(多摩)、(都心)など記載がありますが、被害想定の中で都心南部直下地震、多摩東部直下地震それぞれ被害で一番大きいものを書いております。

続きまして、スライドの8をご覧ください。減災の目標でございます。東京都の目標に合わせ豊島区も203

0年までにおおむね半減することを目標としています。

続きまして、スライドの9をご覧ください。減災目標達成のための視点、3つの視点をあげています。1つ目の視点、家庭や地域における防災・減災対策の推進です、こちらは転倒の防止、備蓄のすすめなどとしています。2つ目の視点、区民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化です。都市基盤の早期の回復、耐震化の促進といった視点になります。3つ目の視点、すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復、通信関係の確保、トイレの空白地を無くすなどとなります。合わせまして、多様な視点女性、要配慮者からの視点、総合防災システムの導入などとなります。あとはハードの対策、強靱な街づくり、人口構造、高齢者の高齢化などの視点も踏まえながら計画を作っております。

続きまして、スライドの10をご覧ください。修正の主な項目について、説明をさせていただきます。まず、第2部第2章、地域防災力の向上です。課題としましては、区民の防災力の向上、防災意識の向上、外国人への対応となります。修正箇所は家具等の防止、備蓄等を普及・啓発、優しい多言語での対応などを追加しております。また、高層マンションの増加の課題につきまして、主な対策としましては、マンション特有の課題に取り組みの普及・啓発があります。修正箇所につきましてはエレベーターが使用不可になることを踏まえた備蓄の実施、トイレが使用不可になることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備などがあります。

続きまして、スライドの11をご覧ください。第3章安全な都市づくりの実現、木造住宅密集地域の不燃化が課題としてあがっています。主な対策としましては、老朽建物の除去や建て替えによる面的な不燃化、道路や公園・広場などの地域の基盤づくり、都市計画道路沿道のまちづくりです。修正箇所としましては、不燃化特区制度の令和7年度までの延長の追加、事業計画の時点更新を追加しています。課題では出火、延焼等の防止、主な対策は感震ブレーカーの設置助成となります。

続きまして、スライドの12をご覧ください。第6章情報通信の確保です。課題は発災時の行政機関内・外部への情報連絡及び区民等への情報提供、主な対策は区総合防災システムを再構築し、発災後のスムーズな情報連携・提供をしていく。修正箇所は区総合防災システムの再構築にあつての方向性の追加、発災からのフェーズごとに伝達事項、伝達手段を図表化しています。

続きまして、右側の第7章医療救護・保健等対策です。課題につきましては、初動医療体制の確保、主な対策は災害医療体制の強化、修正箇所としましては緊急医療救護所設置病院・緊急医療救護所、医療救護所の設定場所の明記です。なお、看護師会長も医療対策本部の参集ですが、こちらは今後計画に明記予定です。

続きまして、スライドの13をご覧ください。第8章帰宅困難者対策です。課題としましては、帰宅困難者への情報通信体制整備、主な対策は情報通信基盤の整備及び情報通信体制の構築、修正箇所は東京都開発の帰宅困難者オペレーションシステムの運用の体制づくりと訓練となっています。

右側の9章避難者対策の1つ目、救援センター等の管理体制の整備、救援センター等における良好な生活環境の確保、修正箇所は救援センター開設・運営キットの活用を追加、また、避難生活環境の充実強化ということで段ボールベット、段ボール間仕切りの備蓄、マンホールトイレの設置及び携帯用トイレの備蓄等を追

加しています。

続きまして、スライドの14をご覧ください。第9章避難者対策の2つめです。救援センターにおける安全・安心、ニーズに合った生活環境、主な対策は救援センターにおける安全・安心の確保や女性の視点を踏まえた体制の確立、修正箇所は女性の視点を配慮した避難所生活・備蓄の体制の追加となります。こちらは女性の視点からみた防災PTの内容を反映させていきます。

続いて右側、要配慮者等の安全確保、高齢者・障害者等の災害時要援護者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制の更なる検討、修正箇所としましては個別避難計画作成の推進の追加、区民に加え事業者を巻き込んだ安否確認体制の確立の追加、福祉救援センターマニュアルの作成についても追加しています。

続きまして、スライドの15をご覧ください。避難者対策の3つ目ペット同行避難です。課題としては、救援センターにおける動物の適切な飼養、修正箇所としましては、動物避難所開設ボックスの配備の追加、動物避難所開設マニュアル等による同行避難飼養動物の受入体制の整備の追加、また動物救護チームの設置の追加です。

続きまして、スライドの16をご覧ください。物流・備蓄・輸送対策の推進、課題は食料・水、生活必需品の確保、主な対策は備蓄計画に沿った計画的な備蓄、修正箇所は後程ご説明させていただきますが、豊島区備蓄物資計画に沿った食料等の備蓄を行うことの追加となっています。最後になりますが、円滑な物資の供給で主な対策は、地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備、輸送体制の整備、修正箇所は災害時物資等輸送計画の策定することの追加をしています。なお、これらの計画は今後策定予定です。

説明に関しましては以上となります。

司会(危機管理監):

ありがとうございます。ただいまの防災危機管理課長のご説明内容につきまして、委員の皆様ご質問はございますか。ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

よろしいでしょうか、では2つ目の議事となります、「豊島区備蓄計画の策定について」です。小嶋防災危機管理課長から説明させていただきます。

(2)「豊島区備蓄計画の策定について」

防災危機管理課長:

続きまして、資料4の概要資料の豊島区備蓄物資計画、資料5の豊島区備蓄物資計画の両方お出しいただき、ご確認をお願いします。

まず、資料の4をご覧ください。計画策定の背景でございます。備蓄体制の強化を目的として、首都直下地震等による被害想定や、東京都地域防災計画の見直しに合わせた備蓄目標数の設定、過去の震災で判明した物資不足や避難所以外の避難者への対応を目的として、これまでも備蓄倉庫の整備等を実施してきました。国や都の動向を踏まえつつ、発災初期に必要な備蓄物資品目や必要数を精査し、更なる備蓄体

制の強化を図るために本計画を策定しています。被害想定見直しによる算定方法の変更ですが、被害想定が平成24年、令和4年で変わってきております。令和4年のところを見ていただきたいのですが、避難者数につきましては時系列で人数を出しており、ライフライン被害による避難割合や避難所避難者数の設定、物資必要量が新たに設定されているという変更点がございます。また、国や都の動向、各種参考文献を踏まえ、備蓄物資数の算定根拠・方法を明確化した備蓄物資計画を策定しました。

続いてスライド2をご覧くださいながら、資料5の計画のほうを見ていただければと思うのですが、まず 2 ページ目を開いていただき、こちら計画の策定にあたっての基本的な考え方を述べております。計画の策定の前提条件となる避難者数ですとか、公的な備蓄品目、そういったもの2ページ目から6ページ目で書かせていただいております。

続きまして7ページ目を開いていただければと思います。備蓄目標について書かせていただいております。こちら備蓄目標を算定するうえで、人口の構成比率が大切になってきます。幼児の方、高齢者の方がどのくらいいるのか、それに合わせて、それぞれ 8 ページ以降、食料をどういった形で何日分、何歳から何歳まではどのくらいといった形で備蓄の計画数を決めている形でございます。これが20ページまで記載させていただいております。

次に21ページを開いていただければと思います。備蓄物資入替計画でございます。それぞれ食料、飲料水につきましても保存期限がございます、保存期限がきてしまうと廃棄しなくてはならないということがございますので、その期限前に備蓄から防災啓発に活用する。それぞれ何年目に入れ替えをするというのを品目ごとに決めています。こちらは21ページから23ページに書かせていただいております。

続いて24ページ目を開いてください。配分計画と備蓄倉庫についてです。救援センターには倉庫がありまして、それをミニ備蓄倉庫といっております。本当に必要なものを置いておかなければならないということになりますが、どういったものが最優先で置かなければならないかの品目を選定しておりまして、それにかかる大きさ・量によってスペースの計算をする必要があり、それを配分計画と備蓄倉庫として書かせていただいております。

続いて30ページ目をご覧ください。帰宅困難者用の備蓄について書かせていただいております。こちらについては想定される帰宅困難者数について、どのくらいの備蓄を用意するのかを書かせていただいております、32ページ目から実際の計画数が書かれております。

最後35ページ目をお開きください。これはご家庭内備蓄、ご家庭内での備蓄品目一覧となっております。また、38ページ目で実際に救援物資を運ぶ輸送のこと、40ページ目で備蓄倉庫の場所一覧表がついております。

再度資料4のスライド2ページ目の真ん中に戻っていただければと思います。計画の主なポイントでございます。備蓄物資の選定理由と算定方法の明確化が1点、2つ目としまして、ミニ備蓄倉庫の収容優先順位の

設定、3つ目としましては、避難生活環境の充実化、これは今まで備蓄していなかった簡易ベッド、洗口液、おしりふき、携帯トイレなどを新たに加え充実化したことなどを書かせていただいております。

スライドの3ページ目をご覧ください。計画策定により判明した課題と今後の取り組みとなります。課題の1つ目、必要備蓄品目の備蓄未実施と必要備蓄数量が不足していることがわかりました。こちらに関しましては、取組の1、備蓄品目と備蓄数量の最適化ということで、備蓄品目を必要数調達していくということ、あとは限られたスペースですので梱包方法も留意していく、また学校として持っているものは使わせていただくなどのことが書いてあります。

続きまして課題の2、ミニ備蓄倉庫のスペースの不足についてです。備蓄品を考えた場合67㎡が必要となりますが、実際には48㎡しかないので20㎡足りないがどうしようということですが、これにつきましては、ミニ備蓄倉庫の追加設置や救援センター以外の学校内のスペース活用、備蓄物資のコンパクト・リパックによる省スペース化などを進めていく、また最適化により不要になったものを移動及び処分するなど考えているところでございます。

説明は以上となります。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。ただいまの備蓄物資計画につきまして、委員の皆様ご質問はございますか。ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 A：

平成26年3月25日、「豊島区明るい社会を作る会」から、聴覚障害者用の筆談ボード、視覚障害者用の白杖を配布し、備蓄しているかと思うが、その記載がありません。また、障害者の種類も多様化している中、車椅子で避難する方もいると思うが、車椅子の修理のための工具や部品は備蓄しているのかお聞きしたい。

防災危機管理課長：

すでに配付されている白杖等に関しては、確認後回答させていただきます。また、工具についても検討すべき内容かと思いますので、検討させていただきます。

委員 A：

そういった役所的な回答はやめてほしい。検討とはいわず、することはしていただきたいです。

防災危機管理課長：

基本的な工具類に関しては用意されております。しかし、車椅子を治す特殊なものが必要なのかわかっておらず、そういったものを確認しながら、考えていくという意味で検討という言葉を使わせていただきました。

区長：

障害者の支援については検討を進めているが、被災地の方の意見からも色々な課題が出てきています。知的障害者や精神障害者も含めてソフトとハードの支援が必要で、細かな検討を進めているところでございます。ご指摘いただいたことについて、やるべきことは全部やるという思いであり、対応については積極的に考えていきます。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 B：

9月2日付東京新聞の記事で、豊島区の備蓄物資状況が23区最低と記載がありました。災害時を考慮して対応を急がなければならないと思いますが、今後の計画についてどう考えていますか。

防災危機管理課長：

新聞の報道の中身は、救援センターの避難所の収容人数と、備蓄物資の備蓄状況の記載があったかと思っています。備蓄状況について、豊島区は3日分を備蓄しているので他区より多いという認識です。一方、収容人数について9%となっており23区の中でも少ない数字でした。ただ、これは1人当たりの平米数の基準の違いが原因であり、他区は国の基準である1.65㎡で計算している一方、豊島区は2.475㎡で計算しています。他区と同じ1.65㎡で計算しなおすと、9%から14%になるため他区とは遜色ない数字となっています。また、不足する場合は補助救援センターが45か所あるので、順次開設して補完していく予定です。

区長：

今回の報道で区民の皆様にはしっかり説明していくとともに、今後は他区の公表基準も踏まえながら適切に公表していきたいと考えています。備蓄に関しましても被害想定への対応につきましても、現状では問題のない対応がとれているという認識ではございますが、平米数の基準、補助救援センターを増やしていくかなど課題はあると思っております。

司会(危機管理監)：

備蓄計画とはずれるが、避難所の収容人数に限りがあるため、在宅避難がしやすいための体制づくりを今後検討していきたいと思います。

他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 C：

2点伺います。1点目が以前、備蓄物資計画の乾電池について、単三乾電池を備蓄計画に入れていくと言っていたが、それが反映されていないのはなぜか。2点目が、今、危機管理監から在宅避難しやすい体制というお話がありましたが、在宅避難されている方への備蓄物資の情報提供、また、移動が困難な在宅避難者に対して物資をどうやって届けていくのかについて、防災計画の中に定められているのか。

防災危機管理課長：

乾電池については、今後記載させていただきます。在宅避難について、物資の拠点になるのは救援センターですので、移動できる方は救援センターまで取りにきてもらうのが原則となります。一方、要援護者の方や高齢の方へどう物資を届けるのかは課題であると認識しています。介護事業者の方や町会の方へご協力いただくのか、職員が運ぶのか、今後協議して進めていかなければならないと思います。今回、防災計画には具体的に記載がありませんが、今後こういった形で示していくのかは検討していきたいと思っております。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 D：

備蓄物資計画について、人口構成比に対して一定の計画数を算出していますが、各町会によって人口構成が異なるため比率が異なってきます。今後、各町会に合わせた詳細な備蓄数が策定されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、既にそれを踏まえて備蓄されているのでしょうか。さらに、町会によってニーズも多少違ってくると思いますが、その情報の吸い上げ方についてどのように考えているのか。

防災危機管理課長：

現在、救援センターごとに1,000名分の備蓄をしています。多くの救援センターの収容想定は1,000名に満たないため、備蓄数としては問題ございません。ただ、町会ごとの構成比を考慮しているわけではないです。全体の想定避難者数を基準に35,000名分備蓄していますので、充分足りていくのではないかと考えています。様々な意見をどうやって取り入れていくか、非常に大事ですのでどういった形でニーズを吸い上げていくか考えていきたいと思えます。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 E：

いつも防災訓練に参加させていただいておりますが、やはりトイレの問題が1番だと感じております。豊島区では学校にマンホールトイレが整備されよかったと思っています。さらに応急給水栓も整備されたと聞いており、それもよかったです。ただ、段ボールベッドについて、組立が非常に大変ですので、より簡単に組み立てができるベッドがあればと思っています。

防災危機管理課長：

まずマンホールトイレに関して、来年度までにすべての救援センターで設置される計画です。また、段ボールベッドの組み立てについて、慣れないと難しい部分もあると思います。そこで、段ボールベッドの他に、簡単に組み立て可能な簡易ベッドの備蓄も拡充していくことを検討しているところでございます。さらに、体の悪い方や乳幼児のために、福祉救援センターといったも災害時には開設される見込みです。

司会(危機管理監):

続きまして、三つ目の議事となります、「災害時要援護者への対応について」です。小林福祉総務課長から説明させていただきます。

(3)「災害時要援護者への対応について」

福祉総務課長:

4月から福祉総務課長となりました小林です、よろしくお願いいたします。私からは資料6の災害時要援護者への対応について簡単にまとめさせていただいております。

1つ目のスライドですが、災害時要援護者への取り組みと令和6年度の検討体制についてです。今年度の主な取組内容について、まず、福祉救援センターの運営機能及び体制の強化にむけた訓練の実施ということで、救援センターで今後訓練を行っていこうと計画を考えています。

2つ目になります。災害時要援護者地域共有名簿の更新でございます。町会・民生・児童委員・警察・消防等様々機関にて共有している地域共有者名簿を令和3年度に作成しておりまして、今年度の令和6年度に更新を行うということで作業を進めています。

3つ目になります。避難行動要支援者に対する、個別避難計画作成の呼びかけ及び作成支援の実施でございます。災害時要援護者のなかでも、おひとりで避難することが難しい方たちを避難行動要支援者と位置付けておりますが、その方たちが避難するための計画作りをご自身で行っていただけるよう呼びかけるとともに、その一方で、ご自身での作成が困難な方へは、作成支援を行うような取り組みも、今年進めていこうと考えております。

最後になります。安否確認体制の強化です。これに関しましては後程ご説明をさせていただきますが、安否確認におきましては、さまざまな体制の整備が必要ということで、安否確認を行うツールとして、たとえば安否が確認できるシールなどの活用や、介護事業者の協力を得ながら要援護者の安否確認を行うことも考えています。

続きまして、2番の検討体制です。検討体制に関しましては、スライド2にこれまでの検討体制について記載させていただいております。今年度に関しましては、スライド2の令和6年度の体制と検討内容のとおりです。なお、令和6年度は管理・ボランティア課チーム、要援護者対策課チーム、福祉救援センター課チームという3チームを基本に個別避難計画チームも加わる体制になっています。この検討体制は3年度に構築され、4年度、5年度の流れをくみ、6年度はこのような体制で進めていこうということでございます。

スライドの3.4につきましては昨年度福祉救援センターで行われました訓練のご報告ということで資料を用意してございます。スライドの3は介護型福祉救援センターの初動訓練の実施状況となっております。日時、参加者は記載の通りです。発災からの初動、開設までの訓練をさまざまな団体の参加のもと進めてきた

状況です。

スライド4につきましては、障害型福祉救援センターの訓練についてのご報告ということで、実施日、参加者、内容につきましては記載の通りとなっております。こちらの訓練は、施設利用者の引き渡し含む訓練として実施しました。

そしてスライドの5、こちらが今年度、特に力をいれて進めている取り組みの1つです。災害時要援護者名簿(地域共有名簿)の更新ということで、令和3年度に配布した名簿の更新を行うための調査についてご報告させていただきます。1つ目の地域共有名簿への掲載意向調査では、7月22日に対象者に向けて、調査票を発送し、9月10日に追加調査を行う予定となっております。地域共有名簿が完成いたしますと、配布先としては町会・自治会、民生委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター等、日頃より区民の方との接点を多くもつ皆様方に配布させていただきたいと思っております。配布の時期は12月を予定しておりますが、配布の前には、名簿の使い方等について、ご説明させていただきたいと思っております。

スライド6につきましては、地域共有名簿の更新調査の速報値を記載しています。対象者 8,295 名に対して、転居等の事由から 8,172 名に調査を行い、そのうち返送された方は 3,545 名、43.4%で、返送のない方々には、9月10日に再度調査を行う予定でございます。対象者 8,172 名の内、同意の方が 2,293 名、不同意の方が 1,252 名、未回答の方が 4,627 名で、この未回答の方については、未返送の方と合わせて、再調査を行いたいと思っています。

続きまして、スライド7になります。個別避難計画の作成呼びかけということで、避難行動要支援者の方々に対して、調査を実施いたしました。調査日に関しましては先の名簿更新調査と同時期に行っております。個別避難計画は、比較的予期しやすい風水害において、あらかじめ、タイムラインを設けることで、迅速かつ的確な避難行動に繋がるものと考えています。そのため、高田地区又は土砂災害警戒区域にお住まいで、障害福祉や介護サービスを利用している方については、計画作成を優先するため、事業者から支援をしていただけるような仕組みをできるだけ作っていきたいと考えています。今後はサービスを利用していない方にも対象者を拡大に向けて動いていきます。

災害時要援護者への対応の個別時要援護者への対応について、スライド8となります。8,295 名のうち 4,810 名の方への調査となります。送達数 4,706 名、返送率38.9%、現在入力数は221件で同意が78名、その内訳が右の表のとおり、すでに作成済みの方が 55 名で、未作成の方が 8 名、作成支援希望の方が 15 名となり、これら作成意向がある方への支援を着実に進めていきたいと考えています。

スライド9になります。「無事ですシール」は、対象者の状況を知らせるシールとして活用し、「安否確認シール」は介護事業所や救援センターの安否確認において、対象者宅を訪問し、必要に応じてシールを貼布します。

最後スライド10です。安否確認に関する連絡訓練についてです。実施日、参加者等は記載の通りでございます。安否確認は、地域の方々や関係団体などの協力なくしては、進めることができません。

今年度の災害時要援護者対策については、これまでの取組みを踏まえ、引き続き進めてまいります。簡単ではございますが、以上とさせていただきます。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。ただいまの災害時要支援者への対応につきまして、委員の皆様ご質問はございますか。

それでは最後、4つ目の議事となります、「令和6年度豊島区防災危機管理課の取組について」です。小嶋防災危機管理課長から説明させていただきます。

防災危機管理課長：

それでは、資料7をご覧ください。令和6年度防災危機管理課の取組についてです。まず、スライド1番をご覧ください。山形県遊佐町への災害復旧支援、7月25日友好都市の遊佐町に大雨特別警報が発表され、道路崩落や300世帯を超える浸水被害がおきました。豊島区では被災直後から被害状況や支援希望などの連絡をとり物資の供給、職員派遣を行い、支援を実施しました、被害状況につきましては記載の通りとなります。

続いてスライドの2、遊佐町の災害復旧支援です。支援内容ですが、物資の供給は家庭用消毒液、タオル、バスタオルを持っていきました。職員の派遣は7月30日から8月13日まで計28名の職員を派遣させていただきました。業務内容は罹災証明書の発行窓口、災害ゴミ置き場の管理、廃棄支援、罹災家屋の復旧支援などです。効果としましては、町民への支援ができたこと、少ない人数で業務を行っている遊佐町職員の助けとなったこと、友好都市としての連携の強化などがあります。また、本区での防災意識の向上、特に8月23日に職員向けの報告会をしまして参加された方からは防災の意識として緊張感を持てたと伺いました。また本区の防災施策を進めるうえで、災害ゴミの対応の大切さ、ボランティアの大切さ等様々なことを再認識できました。

続きましてスライドの4、女性の視点からみた防災 PT です。こちらは本年度からとなりますが、能登半島地震での避難所生活の状況などを鑑み、備蓄物資や救援センター運営について女性の視点で対応はしているのですが、今一度女性の視点での救援センターの運営等を再点検するために PT を結成し、マニュアルに反映していくということでございます。

続いてスライド5です。メンバーにつきましては、防火女性の会会長、防災士の親子、女性町会長、女子学生、消防署女性職員、区女性職員となっています。検討事項としましては、備蓄物資、避難所運営について、女性、育児、介護の視点から再確認しているところです。

続いてはスライド6、スケジュールです。1 回目は顔合わせをして、どのようなことで困っているのかなどグ

ループワークをしました、2回目は備蓄品について検討しまして、50品目ほどあがりました。50品目用意は難しいので、女性の集まる様々な場所でアンケートを実施し、現在優先付けをしているところです。その解答を持って3回目に追加するもの決めていきたいと思っています。11月に救援センター開設訓練、備蓄倉庫の視察、12月には運営についての検討、翌年2月には検討とまとめを行う予定です。

続いてスライド7、防災にかかわる訓練・イベントです。5月24日に風水害想定図上訓練、対象としましては災害対策本部職員、甚大な被害をもたらす水害発生時の災対本部職員の判断力向上のための訓練をさせていただきました、2回目は9月2日に震災想定図上訓練、災害対策本部職員に加え各部の職員2.3名が入り本部付けの職員とし、対策本部と本部付け職員の連携や対応力向上を含めまして、発災直後の1回目の本部会議、2回目の本部会議などを想定して実施いたしました。

続いてスライドの8でございます。防災にかかわる訓練・イベントです。救援センター開設運営訓練です。6月から3月まで今年度は17の施設、救援センターで実施しております。対象につきましては町会等の皆さま、職員となっております。目的は救援センターの開設及び運営の円滑な実施のためとなっております。実施内容ですが、救援センターの開設・運営について、2年間で全救援センターに実施しております。2年ごとに訓練内容を進めながら実施しています。令和6年度からは、救援センターの施設の安全点検、受付受入れ訓練を実施しています。

続きまして防災に関わるイベントです。6月23日に立教大学 ALL としま、立教 WAKUWAKU 防災フェスを豊島区と共催で実施しました。目的としましては、大学、行政、警察、消防、民間企業が一体となり、区民の防災意識、地域防災力の向上を目的として様々な体験などを楽しみながら学習する機会を創出する形です。実施内容は、池上彰さんの講演会や様々な体験ブース、応援物産展などを実施しました。

続きまして防災に関わる訓練・イベント、今後の予定でございます。まず職員向けの訓練でございます。1つ目は緊急登庁訓練で11月、12月、2月に実施する予定です。緊急登庁訓練を実施しまして、呼集系統が機能するか否かを確認するとともに、非常事態発生時の参集要領を訓練し、即応体制を確立いたします。2つ目の通信訓練、1月に発災時に活用する IP 無線や東京都災害情報システムの活用方法の習得のための訓練を実施します。3つ目に給水訓練、11月に発災時の給水活動に係る作業要領の習得のために実施いたします。4つ目に被災者システム操作訓練を12月に、住家被害認定、罹災証明書発行、被災者台帳に係るシステム操作の習得の訓練を実施いたします。

続きまして今後のイベントということで、10月14日にとしまみどりの防災公園で、としま DOKIDOKI 防災フェスを実施します。こちらに関しましても区民の防災知識向上、地域の防災力向上を目的とした体験型のイベントとなっております。またこのイベントは隣接する総合体育場での、としまスポーツ祭りを同時に開催いたします。

続きまして新規の防災協定でございます。BYD AUTO 池袋と4月1日に災害時における電気自動車を活用した電力供給に関する協定を結ばせていただいております。こちらは発災の停電時に救援センター等に電

気自動車を活用して電力供給をするという協定となっております。

続きましてスライドの13ページとなります。株式会社八洋と7月24日に災害時に飲料水等の供給に関する協定で、発災時に豊島区からの要請により株式会社八洋の倉庫より飲料水の供給を行うこととなっております。

最後、城北ドローンオフィスでございます。8月21日に災害時におけるドローンによる情報協定に関する協定を結んでおります。こちらも災害時に豊島区からの要請により、被害状況等をドローン飛行撮影により情報収集し提供をうけるというものとなります。説明は以上でございます。

司会(危機管理監):

ありがとうございました。では、4つの議事についてすべて終わりましたので、全体を通じてご意見がございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

災害となりますと医療関係というのが非常に密接になってくると思いますが、本日は医師会、歯科医師会、薬剤師会の方々にもお越しいただいております。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

委員 F:

被害想定を見ると、前回より想定される被害が少なくなっている。これまでは、とにかく避難所という意識であったが、これからは在宅避難という考え方を浸透させていくことが重要であると考えます。我々医療職は、緊急医療救護所に自動参集する予定である。災害時に避難できない人を、誰がどうやって移送するのか、現在検討している最中だとは思いますが、検討を進めていただきたい。

司会(危機管理監):

貴重な意見、ありがとうございます。

委員 G:

今回、様々な訓練をやっていることは初耳だった。我々は毎年1回、緊急医療救護所の立ち上げ訓練などをやっているが、現場では横の繋がりが大事であり、他がどういったことをやっているのか、どこに連絡すればいいのかを考えた方がいいと思います。また、我々が行っている研修の中で出てくる話として、要援護者の方たちをどうするのか、要援護者への訓練の充実や住民への情報発信を進めていただきたいと思います。

司会(危機管理監):

貴重な意見、ありがとうございました。先程お話しがあったように、皆さんが安心して在宅避難できるような情報発信に努めていきたいと思います。

委員 H:

救援センターとは何かについて考えなければいけない。災害が起きた際、全員が救援センターに行けるわけではない。救援センターに行く前に、近くの公園などに一時避難。その次に、みんなで協力して病気の方や子どもなどを優先的に救援センターまで搬送する。では、救援センターまでどうやって搬送していくのか、そ

という初歩的なことを勉強していく必要がある。

司会(危機管理監):

災害時の基本的な考えの重要性について説明いただきありがとうございました。基礎的なこともわかっていただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上で4つの議事が終わるのですが、最初にご説明しました、豊島区地域防災計画令和6年修正については、この防災会議での承認が必要でございます。ご承認いただけますようでしたら拍手をもってご承認をいただきたいと思います。

～拍手～

司会(危機管理監):

ありがとうございます。

今回いただいたご意見・ご提案は、今後の区の防災施策に活かして参りたいと思います。本日ご審議いただいた本区の防災施策につきましては、ご意見・ご提案等ございましたら、お配りしている「意見シート」にご記入いただき、9月20日 金曜日までにメール、ファックス、郵送にて事務局へご提出いただければと思います。以上でございます。最後に区長ご挨拶お願いいたします。

防災会議会長(区長):

本日はお忙しい中、ありがとうございます。お一人お一人からご意見をいただきたいところ時間の関係で申し訳ございません。本日は貴重なご意見をいただいたと思っております。先ほどご説明で足りなかったことを申し上げたいと思いますが、備蓄のニーズに関しましては、保管の場所のスペースもありますので品目をどうするかなどありますので計画的に進めていかなければなりません、ニーズも変わりますし、商品も新しくなるなどと考えますと、私たち自身がアンテナを張ることはもちろん、区民の皆さま、企業、福祉分野の団体の皆さまなどのご提案、意見を吸い上げる仕組みを作っていく必要があると思っております。備蓄だけではないのですけども、特に品物については考えていきたい、避難所で必要なもの便利なものは何かを考え発信していく必要があるという意味でも、色々なご提案を聞く仕組みを作っていくと思っています。

また、救援センターでのトイレとベッドは、すべての被災地で課題が出てきている物です、ダンボールベットはかなり購入していますのでどうするのか、誰が組み立てるのか、もっといいものが出てきたらどんな形で入れ替えていくのかなど、そしてマンホールトイレを最優先でしましたが、女性が夜行けるのかなどあったり、トイレ自体も新しいものが出てきたりしています、トイレとベッドは大きな検討課題と思っておりますので一生懸命考えたいと思っております。

また、障害者の視点をもっとしっかりというご指摘もいただいておりますが、まだまだ足りないことがあると思いますので、しっかり計画の中で示していきたいと思っております。

また災害医療のことにつきましては訓練で医療機関の皆さまと連携をさせていただいておりますが、緊急医療所までどのように連れていくのかなども考えたい、また情報共有、情報発信は区民の方々に、今回認めていただきました計画、備蓄の考え方、在宅の考え方をいかにわかりやすくどのように発信していくべきかをしっかり考えていきたいと思っております。また横のつながりももったうえて、訓練なり意見交換等もしてい

たいと思っています。本日は皆様のご指摘を受けまして、考えさせていただくことが多かったと思っています。

最後にもう一つ、これまで多くの災害の場で働いた方とお話する機会がありました、お二方いらっしゃったのですが、共通して2つのことをおっしゃっていました。1つは自分事が大前提ということ、行政でもすることはたくさんありますが、区民1人1人に自分事という意識を持ってもらうということに力を入れるべき、2つ目は行政がもっと力をつけるということでした。現場の人間が判断できる力をつけていかなければならないという2点のご指摘を受けました。

本日の防災会議でいただきましたご意見は、計画や運営に活かしていきたいと思っています。是非、ご指摘いただけますようお願いいたします。本日は長時間にわたり感謝を申し上げます、ありがとうございました。

司会(危機管理監)：

皆様、本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和 6 年度豊島区防災会議を終了いたします。

会 議 の 結 果

議事

「豊島区地域防災計画 令和6年修正」を了承